

「野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約書」新旧対照表

2022年2月28日改定

(下線部変更。なお、内容の変更を伴わない軽微な表記修正は記載省略)

新	旧
<p>(全般) 投資一任報酬 SMA 報酬</p> <p>第 12 条 (解約) 1. (省略) 2. 当社は、お客様について次のいずれかの事由が生じた場合は、以後、お客様に通知することなく、直ちに本契約を解約できるものとします。 ①～⑥ (省略) <u>⑦相続、会社分割、事業譲渡等理由の如何を問わず、運用資産に係る権利がお客様 (野村投資一任口座の名義人) 以外の第三者に帰属し、または帰属することになったものと当社が認める場合 (但し、合併により第三者に帰属することになった場合を除きます)</u> <u>⑧前各号のほか、本契約を継続し難いものと当社が認める事情を生じさせた場合</u> 3. ～4. (省略)</p> <p>第 22 条 (契約の移転等の禁止) 本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務は、<u>合併による包括承継が行われる場合、及び当社が本契約に基づいて譲渡その他の処分を行う場合を除き、他の者に移転すること (譲渡し、または担保に供することを含みます) ができないものとします。</u></p>	<p>(全般) 投資一任受任料 SMA 手数料</p> <p>第 12 条 (解約) 1. (省略) 2. (同左)</p> <p>①～⑥ (省略) (新設)</p> <p><u>⑦前各号のほか、本契約を継続し難いものと当社が認める事情を生じさせた場合</u> 3. ～4. (省略)</p> <p>第 22 条 (契約の移転等の禁止) 本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務は、<u>法律に基づき包括承継が行われる場合、及び当社が本契約に基づいて譲渡その他の処分を行う場合を除き、他の者に移転すること (譲渡し、または担保に供することを含みます) ができないものとします。</u></p>

以上